



# 月刊重力労千葉

6月12日付の「東京新聞」一面に別掲のような記事が掲載されている。  
国鉄分割・民営化攻撃の際に、国鉄改革法による国鉄労働者の首切り戦略をつくるために、最高裁判所の判事が国鉄に出向し、深くかかわっていたというのだ。

「民営化戦略の中心的役割を担つていた国鉄職員局にA判事がしばしば顔を出し、国鉄を倒産させてJRに引き継ぐプランについて、打ち合せをしていた」とA判事は、国鉄側の戦略づくりのキーパーソンの一人だった。その助言を受けたのだから、中労委との裁判には敗けないと確信していた」と語るJRの中労委幹部もいる。

ひどい話しだ。「三権分立」など、幻想にしか過ぎないことは承知しているが、国鉄労働運動潰しと国鉄労働者の首切りのために、政府・国鉄・裁判所が、ここまで一体となつて「国鉄改革戦略」をつくったというのだ。まさに国家的不当労働行為だ。

## ●自らつくり、自ら裁く

国鉄改革法とは、やりたい放題の不当労働行為をはたらいて首を切つても、その責任を宙に浮かせ、誰も責任をとるべき道を定めた「法律」だ。不当労働行為とは、言うまでもなく犯罪である。

裁判所は司法権力を正当化する「法律」を自らつくり、自ら犯

罪に加担し、そして自分で裁いたのだ。裁判所ばかりではない。当時運輸大臣であつた橋本、「国鉄改革」の尻馬にのつて、旧国鉄幹部から今のポストを手に入れたJR東日本松田社長以下のJR幹部……、皆本来なら被告席に座つているべき連中だ。

それが裁判官席に座つて、5・28判決だと「和解3条件」だとか言つて、国鉄労働者を裁こうとしているのである。こんな逆転した話しさはない。断じて許すことはできない。

罪に加担し、そして自分で裁いたのだ。裁判所ばかりではない。当時運輸大臣であつた橋本、「国鉄改革」の尻馬にのつて、旧国鉄幹部から今のポストを手に入れたJR東日本松田社長以下のJR幹部……、皆本来なら被告席に座つているべき連中だ。

それが裁判官席に座つて、5・28判決だと「和解3条件」だとか言つて、国鉄労働者を裁こうとしているのである。こんな逆転した話しさはない。断じて許すことはできない。

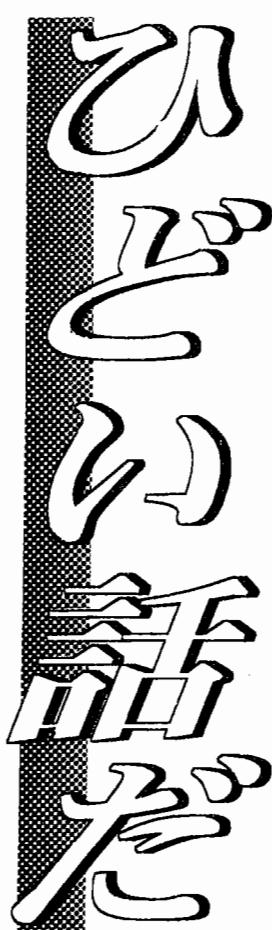
## ●怒りが込みあまる！

改めて、5・28判決をに対する怒りが込みあげてくる。

11部判決は、「改革法上、採用に関し不当労働行為があつたとしても、その使用者としての責任は、設立委員(=JR)が負うべきものではない」と言い、改革法成立過程の大臣らの国会答弁に対しても、「(職員の採用に関する責任がJRに及ぶようない)国会答弁は、単に便宜的に用いられたものに過ぎない」と断じた。少なくとも、法律の制定は国会の専任事項であるはずだ。こんな断定は、司法の越権行為に他ならない。

19部判決も同断である。「改革法上、設立委員による採用は新規採用にあたり、採用の自由があるから、中労委及び国労の主張は全て理由がない」というのだ。

また、JR総連・革マルも同罪だ。



# 訴訟「不公平」と批判の声 民営化戦略に深く関与

## 国労「不公平」と批判の声

## 民営化戦略に深く関与

現在も平人近い国労組合

員の不採用問題を引きする

運輸幹部は「国鉄改革

法の作成は、国鉄職員局の

高級から国鉄に出向して

いた判事が、国鉄改革案の

策定に法律的な助言をして

いたことが一日、関係者

の話で分かった。当時、運

輸省と国鉄との共同作業で、最

もまとめられた国鉄改革法を

根拠に、東京地裁は先月二

十八日、JR側に採用選考

のやり直しを命じた中央労

働委員会の政治命令を取り

消す判決を出しておらず、労

使紛争を扱う弁護士らは

「司法の公平さを欠く」と

批判する。一方、最高裁は

「JRには何ら問題はない

し、尖端の裁判に影響及

ぼすこともない」と反論し

ている。

助言をしていたのは、八

四年に最高裁調査官から国

鉄法務課調査役に出向した

A判事。分割・民営化後も

国鉄清算事業団法務課長を

務めた後、八七年に東京地

裁に戻り、現在は地方の家

裁判所だ。

複数の当時の運輸省・国

鉄幹部は、分割・民営化の

真前、A判事が「国鉄側の

大事業を成し遂げた」などと語るのは、國家ぐるだけのことである。「国労には未来がない。国労は解散すべき」などと口汚く書き立てるのは、眞実を隠べ

彼らが、「国鉄改革の大事業を成し

た」と語るのは、国家ぐるだけのことである。「国労には未来

がない。国労は解散すべき」などと口汚く書き立てるのは、眞実を隠べ

る。

改めて、全ての労働者に、国家的

不当労働行為彈劾の闘いを呼びかけよう。国家的不当労働行為の継続

5・28判決、「和解3条件」弾劾!

原点に還り闘いの道を貫こう!

いするためだ。

改めて、全ての労働者に、国家的

不当労働行為彈劾の闘いを呼びかけよう。国家的不当労働行為の継続

5・28判決、「和解3条件」弾劾!

原点に還り闘いの道を貫こう!